

報告第 12 号

平成 22 年度三重県伊賀市病院事業会計事故繰越しについて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

平成 23 年 6 月 2 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁